

SDGs推進に関する包括連携協定書

蓮田市（以下「甲」という。）と蓮田市商工会青年部（以下「乙」という。）、一般社団法人蓮田青年会議所（以下「丙」という。）一般社団法人医介・蓮田医介塾（以下「丁」という。）及び三井住友海上火災保険株式会社（以下「戊」という。）とは、SDGs推進に関する連携及び相互協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁及び戊が包括的な連携のもと、SDGsの推進を中心に地方創生を実現し、もって地域社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙、丙、丁及び戊は、前条の目的を達成するため、次の事項で連携し協力する。

- (1) SDGsの推進に関すること
- (2) 産業振興・観光振興、中小企業の支援に関すること
- (3) 防災・減災・リスクマネジメントに関すること
- (4) 地域・暮らしの安全・安心に関すること
- (5) 地域包括ケア、高齢者・障がい者支援、健康増進に関すること
- (6) NPO・ボランティアの活動の支援に関すること
- (7) 教育・文化・子育て支援、スポーツの振興に関すること
- (8) デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に関すること
- (9) 次世代モビリティ(MaaS・CASE)の推進に関すること
- (10) その他地方創生及び市民サービスの向上に関すること

（協議）

第3条 甲、乙、丙、丁及び戊は、前条各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙丙丁戊合意の上、決定する。

（守秘義務）

第4条 甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の見直し）

第5条 甲、乙、丙、丁及び戊のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれかが書面により特段の申出を行わないときは有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙丙丁戊協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙丁戊署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年 6月23日

埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1

（甲）蓮田市

市長

埼玉県蓮田市東6丁目1番8号

（乙）蓮田市商工会 青年部

部長

埼玉県蓮田市東6丁目1番8号

（丙）一般社団法人蓮田青年会議所

理事長

東京都大田区大森本町1丁目8番10号

（丁）一般社団法人医介 理事

蓮田医介塾 塾長

埼玉県さいたま市大宮区東町2丁目20

（戊）三井住友海上火災保険株式会社

理事 埼玉支店 支店長